1－6　暖房機器等による室内空気汚染の防止

単位住戸に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

1－7　防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における単位住戸について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

2　一次エネルギー消費量に関する基準

2－1　住宅の建築主等は、当該住宅における全ての単位住戸及び共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量（2－3に定める方法により算出した数値をいう。）が、それぞれ当該住宅の基準一次エネルギー消費量（2－2に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2－2及び2－3に定める方法による計算と同等以上に当該住宅がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

2－2　基準一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1)　単位住戸の基準一次エネルギー消費量E_{ST}（単位　1年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする((2)で用いる場合を除く。)。

$$E_{ST}=(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{M})\times10^{-3}$$

この式において、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_{M}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH}　：暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

E_{SC}　：冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

E_{SV}　：機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

E_{SL}　：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

E_{SW}　：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

E_{M}　：その他一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

イ　E_{SH}は、単位住戸全体を暖房する方式の場合は(イ)に定める方法、居室のみを暖房する方式の場合は(ロ)に定める方法によるものとする。ただし、暖房設備が設置されていない場合は(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ)　単位住戸全体を暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量E_{SH}（単位　1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH}=\alpha_{SH,all}\times A_{total}$$

この式において、$\alpha_{SH,all}$及びA_{total}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SH,all}$：別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位　1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{total}：当該単位住戸の床面積の合計（単位　平方メートル）

係　数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$\alpha_{SH,all}$	779	618	516	540	460	309	166	

(ロ)　居室のみを暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量E_{SH}（単位　1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH}=\alpha_{SH,MR}\times A_{MR}+\beta_{SH,OR}\times A_{OR}$$

この式において、$\alpha_{SH,MR}$、A_{MR}、$\beta_{SH,OR}$及びA_{OR}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SH,MR}$、$\beta_{SH,OR}$：別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位　1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{MR}　：当該単位住戸の主たる居室（基本生活行為において就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室をいう。以下同じ。）の床面積の合計（単位　平方メートル）

A_{OR}　：当該単位住戸のその他の居室（主たる居室以外の居室をいう。以下同じ。）の床面積の合計（単位　平方メートル）

暖房方法の区分	係　数	別表第4に掲げる地域区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
(い)	$\alpha_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	
(ろ)	$\alpha_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(は)	$\alpha_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(に)	$\alpha_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	

1　「暖房方法の区分」とは別表第5に掲げる暖房方法の区分をいう。

2　主たる居室に暖房設備を設置しない場合においては、別表第4に掲げる地域区分が1地域から4地域までの場合にあっては(い)の項、5地域から7地域までの場合にあっては(ろ)の項によるものとする。

ロ　E_{SC}は、単位住戸全体を冷房する方式の場合は(イ)に定める方法、居室のみを冷房する方式の場合は(ロ)に定める方法によるものとする。ただし、冷房設備が設置されていない場合は(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ)　単位住戸全体を冷房する方式における冷房設備の基準一次エネルギー消費量E_{SC}（単位　1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC}=\alpha_{SC,all}\times A_{total}$$

この式において、$\alpha_{SC,all}$及びA_{total}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SC,all}$：別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位　1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{total}：当該単位住戸の床面積の合計（単位　平方メートル）